

大樹町空家対策総合支援事業

補助金交付のご案内

大樹町では、町内に存在する未利用の空家等の撤去を促進し、安全で安心な地域社会の確保および住環境の向上並びに地域活性化に寄与することを目的とし、補助金制度を創設します。

【 受 付 期 間 】 4月1日～11月30日まで（ご相談はいつでも承ります）

【 申 請 先 】 大樹町役場1階 建設水道課 管理係（受付時間8：30～17：15）

【 対 象 者 】 次の各事項の要件を備えていること。

- (1) 空家等の所有者または相続人
- (2) 所有者が町税等を滞納していない者
- (3) 所有者および同居の親族が暴力団関係者でないこと
- (4) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていない者
- (5) 解体後の土地の有効活用につとめること

【 対 象 建 物 】 次の各事項の要件を備えていること。

- (1) 大樹町内に建設されている建物であること
- (2) 町が特定空家等や老朽危険住宅として認定したもの
- (3) 事業の用に供していた建物でないもの
- (4) 公的補償費の対象でないもの
- (5) 関連又は重複する補助金等を受けていないもの

【 対 象 工 事 】 次の各事項の要件を備えていること。

- (1) 解体する工事を行うために必要な資格を有している町内事業者が行う工事であること
- (2) 申請者と事業者が請負契約を締結すること
- (3) この補助金を受けようとする年度の3月10日までに完了する工事であること

【 補 助 金 額 】 補助金は除却補助対象経費（消費税除く）の2分の1とし、除却工事と同一契約で行う残置物処理の経費を合わせて、上限は70万円です。（千円未満切捨）

除却工事	補助対象経費の1/2	上限50万円
残置物処理	補助対象経費の1/2	上限20万円

要綱や申請書の様式は、大樹町ホームページからダウンロードできます。

https://www.town.taiki.hokkaido.jp/soshiki/kensetsu/kanri/akiya_taisaku_hozyo.html

大樹町役場 建設水道課 管理係 ☎01558-6-2118(直通)

○手続きのフロー

大樹町

申請者

解体工事業者

